



# 全社協・地域福祉部 News File No.57

令和3年1月12日号  
社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
地域福祉部/全国ボランティア・市民活動振興センター  
<https://www.zcwvc.net/>

## 今号のトピック

### 未来の豊かな“つながり”アクション

- 新型コロナウイルスの影響をうけた外国人のための情報交換のつどいの開催  
(大阪府・泉佐野市社会福祉協議会)

### 全社協からのお知らせ

- 全社協「新型コロナ禍による「個人向け緊急小口資金特例貸付」等の償還免除等について(緊急要望)」(令和2年12月25日)
- 全社協地域福祉部「令和2年度研修会・セミナーの開催予定(2~3月)」

### 新型コロナウイルス関連

- 厚生労働省「緊急小口資金等の特例貸付の返済開始時期の延長」(令和3年1月8日)
- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について(住居確保給付金の求職活動要件について)」(令和3年1月7日)
- 厚生労働省「介護サービス事業所によるサービス継続について(その2)」及び「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」(令和3年1月7日)
- 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した介護予防・見守り等の取組の推進について(再徹底)」(令和3年1月7日)

### 制度・施策等の動向

- 内閣府「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために(最終とりまとめ)」(令和2年12月25日)
- 厚生労働省「令和2年「高年齢者の雇用状況」集計結果」(令和3年1月8日)

### 情報提供・ご案内

- 全社協出版部「月刊福祉2月号(特集:福祉現場におけるICTの活用)」
- 全社協出版部「『被災地につなげる災害ボランティア活動ガイドブック』電子版販売開始」
- 全国経営協「ひとりひとりが社会福祉 HERO'S 福祉のお仕事ぶっちゃけ座談会① コミュニティソーシャルワーカー(CSW)篇」
- 中央共同募金会「ふるさとの町や地域の困りごとを解決するためのテーマを選べるネット募金～「ふるサポ」(赤い羽根・ふるさとサポート募金)受付を開始します～」

#### ＜配信先＞

都道府県・指定都市社会福祉協議会 地域福祉担当部  
市区町村社会福祉協議会

#### «配信元»

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部/全国ボランティア・市民活動振興センター  
TEL: 03-3581-4655/4656 E-mail [c-info@shakyo.or.jp](mailto:c-info@shakyo.or.jp)

#### 全国の社会福祉を支えるエッセンシャルワーカーの皆さんへ

新型コロナウイルス禍や相次ぐ災害のなか、とくに新型コロナウイルスの感染予防対策とともに、日夜、福祉の支援を必要とする方がたへの支援を継続している全国の社会福祉に従事する皆さんに心からの感謝を込めて応援メッセージをお届けします。

全国社会福祉協議会 会長 / 内閣府特命担当大臣 /  
厚生労働大臣 / 全国社会福祉法人経営者協議会 会長

#### 地域福祉部研修動画サイト

**福祉機器Web 2020**  
Home Care & Rehabilitation Equipment

**K-ねっと**

※全国相談支援体制強化事業「権利擁護支援体制全国ネット」

(↑画像をクリックするとサイトにジャンプします)

## 未来の豊かな“つながり”アクション

- ◎ 新型コロナウイルス感染症状況下において、各社協で創意工夫のもと展開されている、“つながり”を維持する活動や、新たな“つながり”を創り出す活動を紹介します。
  - ◎ また、随時、ホームページに掲載する事例も募集しております。[z-chiiki@shakyo.or.jp](mailto:z-chiiki@shakyo.or.jp) までご応募ください。

## 新型コロナウイルスの影響をうけた外国人のための情報交換のつどいの開催

## (大阪府・泉佐野市社会福祉協議会)

泉佐野市は大阪府南部に位置し、大阪湾に浮かぶ関西国際空港（関空）の玄関口となっています。コロナ禍による旅客減少により、休職・失業した外国人労働者たちが、生活福祉資金・住居確保給付金といった経済的支援を求めて、**泉佐野市社会福祉協議会**（以下、社協）および社協が受託している生活困窮者自立支援機関（基幹包括支援センターいすみさの）に多く訪れることとなりました。

相談のなかで、職場以外に知人がいない・同郷者を他に知らない・けがをした時どこの病院に行けばいいのか・新しい仕事をどのように探せばいいのか・ビザの心配、などの不安の声を多く聽きました。多くは相談相手がないことによる情報不足が背景にあるため、相談者同士が知り合いになることで、不安を解消できるような居場所や繋がりがつくれるのではないか、と社協内で話し合い、市内で長年、国際交流に取り組んでいるNPO法人・泉佐野地球交流協会(ica)とともに「外国人のための情報交換のつどい」を始めました。

相談者の方との面接時にチラシを渡して参加をよびかけ、少人数で短時間の開催とし 7月～12月まで毎月1回開催しました。期間については、当時、休職を命じられた方々の多くが令和3年1月復職予定と言われていたこと、相談者に対して就労支援を行っていることから、期間内に日常的なつながりや就労先を見つけられることを目指して、6か月限定の目途を立てました。

集まつたのは、市役所の国際交流員を含めた5か国の出身者や、ica や市役所、社協の日本人スタッフ。参加者は同じ母国語を話す方と新たな繋がりを得ることができたり、日本の制度のことわからぬことを他の人に気軽に聞くことができたりしました。また、これがきっかけで、ica の交流活動にゲストスピーカーとして参加する方も現れました。暗い話題が多い時期ですが、この会を通じて前向きに行動されるようになったようです。



**未来の豊かなつながりアクション** 新型コロナウイルス下での“つながり”をあきらめない地域福祉・ボランティア活動事例  
<https://tunagari-action.jp/case/>

## 全社協からのお知らせ

### 全社協「新型コロナ禍による「個人向け緊急小口資金特例貸付」等の償還免除等について（緊急要望）」（令和2年12月25日）

依然感染拡大が続く新型コロナウイルスの影響により、失業・休業等により生活に困窮する世帯が増加しています。こうした世帯を支援すべく、全国各地の社会福祉協議会においては、国の要請を受け、社協が実施する福祉の貸付制度である緊急小口資金、総合支援資金について、貸付要件を大幅に緩和した特例貸付を実施しています。

この特例貸付は、令和2年3月の開始後、期間延長を重ね、両資金の貸付件数合計は約150万件に上るところとなっています。これは前年度の両資金を合わせた貸付件数の150倍にあたる数字で、いかにも多くの世帯が本資金を活用しているかがわかります。

この特例貸付については、送金後、1年間（以内）の無利子期間（据置期間）を経て償還が開始されますが、厚生労働省が示した実施通知においては、「償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除できる」とこととされています。

全社協においては、令和2年3月以後、この免除に係る具体的な要件を早期に提示すること、要件は簡便でわかりやすいものとするよう、繰り返し厚生労働省に要望してきました。しかし、償還開始が3ヶ月後に迫る現在においても、いまだ厚生労働省からは具体的な要件は提示されていません。さらに厚生労働省と財務当局との間では、償還免除については償還期間中、毎年度、当該年度分ずつ免除判定を行うことを検討している旨の報道もあり、全社協として厚生労働省に事実確認を行うとともに、借受人や貸付現場の立場に立った免除要件を早急に提示するよう求めてきましたが、事態を開拓するには至っていません。

そこで、全社協では、令和2年12月24日、「都道府県社協 常務理事・事務局長会議」を開催、次頁の「緊急要望」をとりまとめました。ポイントは、①免除は貸付金全額の一括免除とすべきこと、②免除額が一時所得として課税対象とならないよう税制上の措置を講ずること、③現下の情勢および必要な準備期間に照らし償還開始時期は令和4年度とすること等であり、社協関係者の総意として47都道府県社協および全社協会長の連名としています。

そして、令和2年12月25日午前、全社協 清家 篤 会長が田村 憲久 厚生労働大臣に対し、「今回の特例貸付は緊急特別の事態のなかで実施したもので、本来の生活福祉資金とは異なる特別の貸付というべきもの」「償還免除を前提とした貸付と認識している」としたうえで、緊急要望に盛り込んだ事項の早期実現を直接要請しました。

また、これに先立ち、前日に開催した全社協政策委員会幹事会に出席した大分県社協の草野 俊介 会長が全社協 古都 賢一 副会長とともに厚生労働省を訪問、貸付主体である県社協の立場から田村大臣に上記緊急要望書を手渡すとともに、副大臣および大臣政務官宛にも要望を行いました（秘書官が代理受領）。

全社協では引き続き、借受人および社協関係者双方にとって望ましい償還免除の実現に向けて取り組んでまいりますので、関係の皆様のご理解とご支援をお願いいたします。

（『全社協 Action Report 臨時号』（令和2年12月25日）を一部加筆の上、掲載）

令和2年12月25日

厚生労働大臣 田村 憲久様

社会福祉法人 全国社会福祉協議会  
会長 清家 篤**新型コロナ禍による「個人向け緊急小口資金特例貸付」等の償還免除等について（緊急要望）**

本年3月に受付を開始した本特例貸付は、約9か月経た今日においても、貸付件数は週1万人を超え、その累計は150万件を超えるとしており、これは昨年度の緊急小口資金・総合支援資金の貸付実績の約150倍に相当します。

その内、約25万人が総合支援資金の延長貸付（6か月分）を申請しており、新型コロナウイルス感染拡大が長期化するなか、多くの人々が所得減等の厳しい状況にあることが伺われます。国においては、こうした状況を踏まえ、本特例貸付の受付期間を来年3月まで延長したところであり、全国の社協においては引き続き総力をあげて対応する所存です。

一方、1年の据置期間が終了し、償還を開始する時期は目前に迫っているなかで、本特例貸付の実施通知に示された「償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の償還を免除できること」の内容が、今なお明らかにされていないことに、たいへん憂慮しています。

この償還免除の規定については、受付開始当初より、政府関係者は「返済免除特約付き緊急小口貸付」等と紹介し、国会審議等においても「実質的な給付措置の性格を有する」などと説明されてきました。また、厚生労働省の通知等で運用上も貸付の迅速化を最大限優先するよう通達があり、制度の本則が大きく緩和され、本来の生活福祉資金とは別制度になったと言っても過言ではありません。

このため、本特例貸付は、特別な貸付制度であるとの認識のもとに、社会福祉協議会では、地域住民の命・生活を守る資金として、一刻も早く届けるため、その貸付相談・事務対応に最大限の努力を行ってきたところです。

つきましては、今なお厳しい生活下にある借受人に対して償還免除が有効に活用されること、また国として本特例貸付のこれまでの運用上の経緯などを十分に踏まえ、下記のとおり償還免除の実施について早期に示すよう、本特例貸付の実施主体である都道府県社協、全社協の総意をもって強く要望します。

## 記

## 1. 本特例貸付の償還免除等について、以下により実施すること。

- ① 債還免除は一括で全額免除とともに、税法上の課税対象とならない措置を講じること
- 本特例貸付の実施においては、償還免除が制度上用意されていることを周知するよう国が強く要請してきた。当然のこととして借受人と社協関係者は、償還開始以降に要件を満たせば全額償還免除可能と認識している。
- また、コロナ禍により厳しい生活状況にある借受人の自立を促進するため、償還免除額については、税法上の課税対象とならない措置を講じるべきである。
- ② 債還開始は令和4年度とし、それまでの間、借受人の据置期間を延長すること
- 経済状況の先行きは不透明であり、借受人の厳しい生活状況は継続することが見込まれる。償還免除について税制改正等の対応を要望していくため、貸付金の償還は令和4年度からの実施とする。それまでの間、借受人の据置期間を延長する。
- この間に、償還業務にかかるシステム改修も含めた準備期間を確保する。
- ③ 原則、借受人本人の住民税が非課税であれば、償還免除を行うこと  
(②を前提とし、令和3年分の住民税（非）課税証明書により確認とする。)
- 本特例貸付は、世帯全体の所得状況の如何を問わず、借受人の所得減の自己申告の確認に基づき実施した。償還免除においても、世帯員全員の住民税が非課税であることを要件とせず、原則、借受人本人が非課税であることを要件とする。
- ④ 当初、償還免除とならなかつた借受人についても、償還中に住民税非課税となった場合は、申請により、一括して残債全額の償還を免除とすること
- ⑤ 債還中に所在不明や、死亡した借受人等への対応は、特例的な措置をはかり、簡便かつ早期の償還免除を可能とすること
- 本特例貸付では、通常の貸付とは異なり、コロナ禍の影響をもとに申込者の自己申告にて貸付を行った。さらに、膨大な貸付件数や、多くの在留外国人に貸付を行っている実態を踏まえると、償還時に所在不明者等の確認・対応等を長期にわたり個別対応していくことは困難である。
- 郵送物の未達が一定期間継続することや、相続人の如何を問わず死亡したことをもって償還免除とするなど、都道府県社協が簡便かつ早期に対応できるよう特例的な措置を図る。

## 2. 債還業務における都道府県社協の準備期間や、債務業務が終了するまでの事務体制に対する事務費を十分に確保すること

## 【都道府県社会福祉協議会（生活福祉資金貸付事業 実施主体）】

社会福祉法人 北海道社会福祉協議会 会長 長瀬清  
 社会福祉法人 青森県社会福祉協議会 会長 前田保  
 社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会 会長 長山洋  
 社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会 会長 加藤睦男  
 社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会 会長 佐藤博身  
 社会福祉法人 山形県社会福祉協議会 会長 青山永策  
 社会福祉法人 福島県社会福祉協議会 会長 濑谷俊雄  
 社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会 会長 森戸久雄  
 社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会 会長 菊池康雄  
 社会福祉法人 群馬県社会福祉協議会 会長 川原武男  
 社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 会長 山口宏樹  
 社会福祉法人 千葉県社会福祉協議会 会長 石渡哲彦  
 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 会長 木村惠司  
 社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会 会長 篠原正治  
 社会福祉法人 新潟県社会福祉協議会 会長 竹内希六  
 社会福祉法人 富山県社会福祉協議会 会長 岩城勝英  
 社会福祉法人 石川県社会福祉協議会 会長 谷本正憲  
 社会福祉法人 福井県社会福祉協議会 会長 小藤幸男  
 社会福祉法人 山梨県社会福祉協議会 会長 芦澤敏久  
 社会福祉法人 長野県社会福祉協議会 会長 藤原忠彦  
 社会福祉法人 岐阜県社会福祉協議会 会長 横井篤  
 社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会 会長 神原啓文  
 社会福祉法人 愛知県社会福祉協議会 会長 鈴木雅雄  
 社会福祉法人 三重県社会福祉協議会 会長 井村正勝  
 社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会 会長 渡邊光春  
 社会福祉法人 京都府社会福祉協議会 会長 位高光司  
 社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 会長 井手之上優  
 社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会 会長 吉本知之  
 社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会 会長 荒井正吾  
 社会福祉法人 和歌山県社会福祉協議会 会長 仁坂吉伸  
 社会福祉法人 鳥取県社会福祉協議会 会長 藤井喜臣  
 社会福祉法人 島根県社会福祉協議会 会長 江口博晴  
 社会福祉法人 岡山県社会福祉協議会 会長 足羽憲治  
 社会福祉法人 広島県社会福祉協議会 会長 山本一隆  
 社会福祉法人 山口県社会福祉協議会 会長 隅喜彦  
 社会福祉法人 徳島県社会福祉協議会 会長 漆原完次  
 社会福祉法人 香川県社会福祉協議会 会長 西原義一  
 社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会 会長 河田正道  
 社会福祉法人 高知県社会福祉協議会 会長 田村壯児  
 社会福祉法人 福岡県社会福祉協議会 会長 小川弘毅  
 社会福祉法人 佐賀県社会福祉協議会 会長 陣内芳博  
 社会福祉法人 長崎県社会福祉協議会 会長 出口啓二郎  
 社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会 会長 良永彌太郎  
 社会福祉法人 大分県社会福祉協議会 会長 草野俊介  
 社会福祉法人 宮崎県社会福祉協議会 会長 川野美奈子  
 社会福祉法人 鹿児島県社会福祉協議会 会長 山田裕章  
 社会福祉法人 沖縄県社会福祉協議会 会長 湧川昌秀

## 全社協地域福祉部「令和2年度研修会・セミナーの開催予定（2～3月）」

新型コロナウイルス感染症の感染状況等を踏まえ、令和2年度後半の研修会・セミナーの開催日程及び開催方法等を当初の予定から変更し、以下のとおり開催します（開催要綱等は、準備が整い次第、ホームページに掲載します）。

### 経営基盤強化セミナー

【開催方法】①オンデマンド配信、②ライブ配信  
 【ライブ配信】令和3年2月25日（木）13時30分～15時30分  
 【参加費】無料

### 日常生活自立支援事業 専門員実践力強化研修会Ⅱ

【開催方法】①オンデマンド配信、②ライブ配信  
 【ライブ配信】令和3年3月15日（月）9時40分～15時5分  
 【参加費】＜調整中＞

なお、「地域福祉部研修動画サイト」の動画は、引き続き、配信中です。

### （1）令和2年度社会福祉協議会活動全国会議

	時間	主な内容
①	30分	行政説明「地域共生社会の実現に向けた施策動向と社協の事業・活動への期待」 厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域福祉専門官 玉置 隼人
②	30分	基調説明「地域共生社会の実現に向けた施策動向とコロナ禍をふまえた社協の事業・組織基盤の強化について」 全社協地域福祉部長 高橋 良太

〔掲載期間〕令和3年3月末まで

〔URL〕<https://www.shakyo.or.jp/gyoumu/webseminar/training04/index.html>

※ ID chiiki PASS zenkokukaigi

### （2）地域共生社会の実現に向けた社協事業の展開に関する都道府県・指定都市社協ウェビナー

	時間	主な内容
①	5分	挨拶 全社協地域福祉推進委員会企画小委員会委員長 越智 和子
②	30分	特別講義「『全社協福祉ビジョン2020』を踏まえた今後の社協事業の展開」 全社協副会長 古都 賢一
③	40分	行政説明「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の改正内容と社協への期待」 厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域福祉専門官 玉置 隼人
④	40分	事業説明①「市区町村社協経営指針の改定等を踏まえた社協事業の展開」 全社協地域福祉部長 高橋 良太
⑤	15分	事業説明②「新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した地域福祉活動の再開」 全社協地域福祉部長 高橋 良太
⑥	15分	事業説明③「不祥事の発生・再発防止の徹底」 全社協地域福祉部副部長 水谷 詩帆

〔掲載期間〕令和3年3月末まで

〔URL〕<https://www.shakyo.or.jp/gyoumu/webseminar/training01/index.html>

※ ID webinar2020 PASS zchiiki4655

## 新型コロナウイルス関連

### 厚生労働省「緊急小口資金等の特例貸付の返済開始時期の延長」(令和3年1月8日)

令和3年1月8日、厚生労働省は、個人向け緊急小口資金及び総合支援資金の特例貸付について、緊急事態宣言等により引き続き経済が厳しい状況等を踏まえ、令和4年3月末以前に返済時期が到来する予定の貸付に関して、返済の開始時期を令和4年3月末まで延長することにしました。

この点について、令和3年1月8日付で「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」の一部改正について（令和3年1月8日社援発0108第13号 厚生労働省社会・援護局長通知）が発出されています。

#### 「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>1 (略)</p> <p>2. 特例措置の具体的な内容</p> <p>(1) 総合支援資金 [生活支援費]</p> <p>① (略)</p> <p>② 据置期間の延長</p> <p>要綱の第6の3に基づき、据置期間を「1年以内」に延長する。ただし、<u>令和4年3月末日以前に償還が開始となる貸付については、令和4年3月末日まで据置期間を延長する。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 福祉資金 [緊急小口資金]</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 据置期間の延長</p> <p>要綱の第6の3に基づき、「1年以内」に延長する。ただし、<u>令和4年3月末日以前に償還が開始となる貸付については、令和4年3月末日まで据置期間を延長する。</u></p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2. 特例措置の具体的な内容</p> <p>(1) 総合支援資金 [生活支援費]</p> <p>① (略)</p> <p>② 据置期間の延長</p> <p>要綱の第6の3に基づき、据置期間を「1年以内」に延長する。</p> <p>③ (略)</p> <p>(2) 福祉資金 [緊急小口資金]</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 据置期間の延長</p> <p>要綱の第6の3に基づき、「1年以内」に延長する。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>3～5 (略)</p>

厚生労働省 緊急小口資金等の特例貸付の返済開始時期を延長します  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15950.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15950.html)

厚生労働省 「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」の一部改正について  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000717368.pdf>

## 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について（住居確保給付金の求職活動要件について）」（令和3年1月7日）

令和3年1月7日、厚生労働省は、緊急事態宣言の発令を踏まえ、事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について（住居確保給付金の求職活動要件について）」を発出しました。

事務連絡では、緊急事態宣言期間中における住居確保給付金の求職活動要件等について、以下のとおり対応することを求めています。

- ① 生活困窮者自立支援法施行規則第10条第5項に基づく公共職業安定所への求職の申込みについて
  - 公共職業安定所への求職の申込みについては、「生活困窮者住居確保給付金の支給期間の延長に係る今後の就労支援等について（その2）」（令和2年12月28日厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）に示したところですが、今般の緊急事態宣言により、できる限り公共職業安定所への来所によらない方法での求職申込みを推奨することとしますので、あらためてご確認いただき、申請者等へその方法も含め、確実な周知をお願いします。
- ② 生活困窮者自立支援法施行規則第10条第5項に基づく受給者の求職活動について
  - 本日以降、緊急事態宣言が解除されるまでの間、地域における感染の状況や就職面接会等の中止や延期等を勘案し、自治体等が必要と認めたときには、「住居確保給付金の支給事務の取扱問答」問3-2①「受給中に常用就職した場合」（ただし書き以降）を準用することとし、再々延長期間中の受給者を含め、求職活動要件を以下のとおり緩和して差し支えありません。
    - 自立相談支援機関への相談については、勤務状況や地域の感染状況等により来庁が困難な場合は、電話やオンライン相談など、非対面による方法を検討していただくほか、従前のとおり、改・参考様式9の活用により、状況を月1回報告させるとともに、給与明細の郵送をもって収入の確認に代えることができます。
    - 「月2回以上の公共職業安定所の職業相談等」及び「週1回以上の応募又は面接」については回数を減ずる又は免ることができます。
    - また、「月2回以上の公共職業安定所の職業相談等」については、できる限り公共職業安定所への来所によらない方法を推奨して下さい。
- ③ 支援プランの作成について
  - 支援プランの決定にあたっては、順次の作成をお願いしているところですが、緊急事態宣言下の地域においては、対面によるアセスメントの際等に、受給者自身の感染リスクの高まりや、自治体等職員への過大な負担が生じる懸念があります。については、重点的な支援を行うべき者、オンライン等での対応が可能な者、再々延長決定を行った者等から優先してプランを作成するなど、地域の実情に応じたご対応をお願いします。
  - なお、特に生活再建が急務である受給者において、オンライン等による企業への応募・面接等、可能な範囲で求職活動を行っていただくことは差し支えありませんので、受給者の生活の状況等に応じて、就職活動等に対する対応、支援を引き続きお願いします。

また、同日、厚生労働省は、事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について（居所が不安定な方への支援等）」を発出し、住まいに困窮している方への支援について、居所が不安定な方への支援、一時的な居所の確保、住居確保給付金等の支援制度の活用等の留意点を示しています。

さらに、同日、厚生労働省は、事務連絡「今般の緊急事態宣言等に伴う生活保護業務における対応について」を発出し、緊急事態措置区域において飲食店等に時短要請がなされること等を踏まえ、生活保護の要否判定上の弾力的な運用に引き続き留意することを求めています。

**厚生労働省** 新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について（住居確保給付金の求職活動要件について）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000716498.pdf>

**厚生労働省** 新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言に係る対応について（居所が不安定な方への支援等）  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000716499.pdf>

**厚生労働省** 今般の緊急事態宣言等に伴う生活保護業務における対応について  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000716367.pdf>

## 厚生労働省「介護サービス事業所によるサービス継続について（その2）」及び「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」（令和3年1月7日）

令和3年1月7日、厚生労働省は、緊急事態宣言の発令を踏まえ、介護サービス事業所及び障害福祉サービス等事業所におけるサービス継続等の留意点を示した、事務連絡「介護サービス事業所によるサービス継続について（その2）」、事務連絡「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」を発出しました。

これらの事務連絡では、①感染防止対策の徹底、②柔軟なサービス提供、③休業等する場合の留意点、④事業所の事業継続等のポイント等を示しています。

柔軟なサービス提供については、人員基準や介護報酬等の特例を活用した柔軟なサービス提供について検討することが示されており、あらためて、通所介護等の特例が以下のとおり示されています。

通所介護等においては、居宅で生活している利用者に対して、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した場合等に、相応の介護報酬の算定が可能である。なお、自主的に休業している場合や、①通所サービスの事業所におけるサービス提供と、②当該通所サービスの事業所の職員による居宅への訪問によるサービス提供の両方を適宜組み合わせて実施する場合においても、同様の取扱いが可能である。

さらに、一定の条件で、健康状態、直近の食事の内容や時間、直近の入浴の有無や時間、当日の外出の有無と外出先、希望するサービスの提供内容や頻度等について、電話により確認した場合、相応の介護報酬の算定が可能である。（※）

（※）通所介護事業所が、当初の計画に位置付けられたサービス提供ではなく、時間を短縮しての通所サービスの提供や、訪問によるサービスの提供を行う場合、事前に利用者の同意を得た場合には、サービス担当者会議の実施は不要として差し支えない。

また、これらの変更を行った場合には、居宅サービス計画（標準様式第2表、第3表、第5表等）に係るサービス内容の記載の見直しが必要となるが、これらについては、サービス提供後に行っても差し支えない。

なお、同意については、最終的には文書による必要があるが、サービス提供前に説明を行い、同意を得ていれば、文書はサービス提供後に得ることでよい。

**厚生労働省 介護サービス事業所によるサービス継続について（その2）**

<https://www.mhlw.go.jp/content/000716503.pdf>

**厚生労働省 緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について**

<https://www.mhlw.go.jp/content/000716490.pdf>

## 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した介護予防・見守り等の取組の推進について（再徹底）」（令和3年1月7日）

令和3年1月7日、厚生労働省は、緊急事態宣言の発令を踏まえ、事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した介護予防・見守り等の取組の推進について（再徹底）」を発出しました。

この事務連絡では、「新型コロナウイルス感染症影響下における通いの場をはじめとする介護予防の取組に関する調査研究事業」（令和2年度老人保健健康増進等事業）の中間的報告の以下の結果を紹介しつつ、外出自粛等の下で、高齢者等がフレイル状態等にならないよう、コミュニティにおける支援を含め、健康維持・介護サービスの確保のための支援を行い、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した介護予防・見守り等の取組を徹底することを求めています。

- 通いの場の取組状況については、緊急事態宣言時（令和2年4～5月）は8割以上が活動を自粛していたが、緊急事態宣言解除後（令和2年6～7月）には、約7割が開催。
- 高齢者的心身の状態については、令和2年度（新型コロナウイルス感染症影響下）は、令和元年度（新型コロナウイルス感染症影響前）と比べ、外出機会は約20%減少し、認知機能低下やうつに関する項目の該当者が約5%増加等の傾向がみられる。

また、以下のツール等の活用をあらためて周知しています。

- 「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮して実施する介護予防・見守り等の取組例について」（令和2年5月29日付厚生労働省老健局介護保険計画課ほか連名事務連絡）
   
<https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/000644296.pdf>
- 「感染防止に配慮したつながり支援等の事例集」（厚生労働省）
   
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_12108.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12108.html)
- 特設Webサイト「地域がいきいき 集まろう！通いの場」
   
<https://kayoinoba.mhlw.go.jp>

なお、全社協地域福祉部では、令和2年7月に「新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した地域住民等による福祉活動・ボランティア活動の進め方」をとりまとめ、新型コロナウイルス感染症拡大防止に配慮した地域住民等による福祉活動・ボランティア活動を再開・実施する際の留意点を整理しています。

また、新型コロナウイルス感染症状況下において、各社協で創意工夫のもと展開されている、“つながり”を維持する活動や、新たな“つながり”を創り出す活動をホームページ『未来の豊かなつながりアクション』にて紹介しています。

各地の感染状況等を勘案しながら創意工夫をこらして、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した地域住民等による福祉活動・ボランティア活動の推進にお取り組みいただきますようお願いいたします。

**厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮した介護予防・見守り等の取組の推進について（再徹底）」**
  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000716502.pdf>

## 制度・施策等の動向

### 内閣府「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（最終とりまとめ）」（令和2年12月25日）

令和2年12月25日、内閣府は、公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議（座長：山野目 章夫 早稲田大学大学院法務研究科教授）の検討内容をとりまとめた「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（最終とりまとめ）」を公表しました。

この会議は、新公益法人制度の発足から10年が経過する中、複数の不祥事が発生するなどの公益法人の活動の状況等を踏まえ、『経済財政運営と改革の基本方針 2019』（令和元年6月21日閣議決定）に基づき、公益法人のガバナンスの更なる強化等について必要な検討を行うため、内閣府特命担当大臣（規制改革）の下に設置されたもので、今回の最終とりまとめは、計10回の検討内容を整理したものです。

「公益法人」に関する検討内容ですが、社会福祉法人のガバナンスの強化に向けた今後の対応を考える際に、動向を注視していく必要があります。

#### 「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（最終とりまとめ）」の主なポイント

※ 全社協地域福祉部整理

##### ◎公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する論点と取組の方向性

###### (1) 役員や社員・評議員のより一層の機能発揮

① 役員や評議員における多様な視点の確保

- 理事、監事及び評議員のうち、それぞれ、少なくとも一人については、法人外部の人材から選任することが有効。

② 役員に対する社員・評議員の牽制機能の強化

- 社員及び評議員の人数を定款で定めた理事の人数を超えるものとすることなど一定の人員を確保することは有効。

③ 評議員による役員等の責任追及の訴えの提起

- 公益財団法人の評議員にも、公益社団法人の社員と同様に、役員等の責任追及の訴えを提起することができる権限が付与される方向で検討すべき。

###### (2) 会計監査人の設置義務付け範囲の拡大

① 会計監査人による監査の意義

② 会計監査人の設置義務付け範囲

- 会計監査人の設置義務付け範囲を拡大すべき。

③ 補助金等の受給と外部監査

- 補助金等を受給している場合の外部監査については、補助金を受ける場合の要件とすることや、補助金等の性質に応じて義務付けるといった方法も考えられるところ、公益法人による補助金の受給動向を注視し、問題の発生状況に応じ、このような場合の会計監査人の設置の義務付けについて、引き続き検討することとすべき。

###### (3) 透明性の確保の推進

- 「請求」という手続を経なくてもポータルサイト「公益法人 information」で直ちに閲覧することができるようすべき。

###### (4) 法人による自主的な取組の促進・支援

● 例えば以下の方法により、法人のガバナンス強化に向けた自主的な取組を支援すべき。

イ) 法人がガバナンスの確保を図るために行動準則（チャリティ・ガバナンス・コード）の策定に率先して取り組むことを促すよう、優良事例を収集・紹介するとともに、公益法人等が開催する策定のための会議へのオブザーバ参加、実務上の助言、会議場所の提供など、行政庁は、法人からの求めに積極的に対応する。

ロ) 義務がなくても自主的に会計監査人を設置する法人については、そうした事情も勘案して立入検査の必要性を判断するなど、その動機付けを図る。

ハ) 評議員会や社員総会といった法律上の手続とは別に、評議員・社員と日常的に意見交換する機会を設けるなど、法人運営についての執行部と評議員等の円滑な意思疎通を図る優良な取組事例を収集し、紹介する。

二) 外部人材として選任された者も含め、理事や評議員と監事が連携して適切なガバナンスの確保を図っている優良な取組事例を収集し、紹介する。

ホ) 行動準則（チャリティ・ガバナンス・コード）の策定状況や、自己点検結果及び不遵守の理由、今後の取組への姿勢等についてポータルサイトに公表する仕組みを整備する。さらに、そうした公表を行つた法人について、一定の評価を行うなど、その動機付けを図る。

###### (5) 残余の財産への行政庁の関与

- 現行の届出のままで良いか、新たな措置が必要か、検討が必要。

内閣府 公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（最終とりまとめ）

[https://www.koeki-info.go.jp/regulation/pdf/koueki\\_governance.pdf](https://www.koeki-info.go.jp/regulation/pdf/koueki_governance.pdf)

内閣府 「公益法人のガバナンスの更なる強化等のために（中間とりまとめ）」に対する意見募集の結果

[https://www.koeki-info.go.jp/regulation/pdf/public\\_comment.pdf](https://www.koeki-info.go.jp/regulation/pdf/public_comment.pdf)

## 厚生労働省「令和2年「高年齢者の雇用状況」集計結果」(令和3年1月8日)

令和3年1月8日、厚生労働省は、高年齢者を65歳まで雇用するための「高年齢者雇用確保措置」の実施状況などを集計した、「令和2年「高年齢者の雇用状況」(令和2年6月1日現在)」の集計結果を公表しました。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」では、高年齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる生涯現役社会の実現を目的に、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めています。

今回の集計結果は、この雇用状況を報告した従業員31人以上の企業164,151社の状況をまとめたものです。なお、この集計では、従業員31人～300人規模を「中小企業」、301人以上規模を「大企業」としています。

### 令和2年「高年齢者の雇用状況」集計結果の主なポイント

#### I 65歳までの高年齢者雇用確保措置のある企業の状況

※ 全社協地域福祉部整理

※ [ ] は対前年差

##### ① 高年齢者雇用確保措置の実施状況

65歳までの雇用確保措置のある企業は計164,033社、99.9% [0.1ポイント増加]

##### ② 65歳定年企業の状況

65歳定年企業は30,250社 [2,537社増加]、18.4% [1.2ポイント増加]

● 中小企業では28,218社 [2,280社増加]、19.2% [1.3ポイント増加]

● 大企業では2,032社 [257社増加]、11.9% [1.3ポイント増加]

#### II 66歳以上勤ける企業の状況

##### ① 66歳以上勤ける制度のある企業の状況

66歳以上勤ける制度のある企業は54,802社 [5,164社増加]、割合は33.4% [2.6ポイント増加]

● 中小企業では49,985社 [4,593社増加]、34.0% [2.6ポイント増加]

● 大企業では4,817社 [571社増加]、28.2% [2.9ポイント増加]

##### ② 70歳以上勤ける制度のある企業の状況

70歳以上勤ける制度のある企業は51,633社 [4,975社増加]、割合は31.5% [2.6ポイント増加]

● 中小企業では47,172社 [4,427社増加]、32.1% [2.5ポイント増加]

● 大企業では4,461社 [548社増加]、26.1% [2.8ポイント増加]

##### ③ 定年制廃止企業の状況

定年制の廃止企業は4,468社 [171社増加]、割合は2.7% [変動なし]

● 中小企業では4,370社 [161社増加]、3.0% [0.1ポイント増加]

● 大企業では98社 [10社増加]、0.6% [0.1ポイント増加]

#### 【参考】高齢者雇用確保措置

- 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項に基づき、定年を65歳未満に定めている事業主は、雇用する高年齢者の65歳までの安定した雇用を確保するため、以下のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じなければならない。

①定年制の廃止、②定年の引上げ、③継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度等）の導入

なお、令和3年4月1日より、改正高年齢者雇用安定法が施行され、65歳までの雇用確保（義務）に加え、65歳から70歳までの就業機会を確保するため、高年齢者就業確保措置として、以下のいずれかの措置を講ずることが努力義務になります。

①70歳までの定年引き上げ、②定年制の廃止、③70歳までの継続雇用制度（再雇用制度・勤務延長制度）の導入（特殊関係事業主に加えて、他の事業主によるものを含む）、④70歳まで継続的に業務委託契約を締結する制度の導入、⑤70歳まで継続的に以下の事業に従事できる制度の導入（a.事業主が自ら実施する社会貢献事業、b.事業主が委託、出資（資金提供）等する団体が行う社会貢献事業）

**厚生労働省** 令和2年「高年齢者の雇用状況」集計結果

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_15880.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15880.html)

## 情報提供・ご案内

### 全社協出版部「月刊福祉 2月号（特集：福祉現場における ICT の活用）」

『月刊福祉 2月号』は、「福祉現場における ICT の活用」を特集します。

福祉現場での ICT 導入の目的は、人材不足への対応のみではなく、職員の負担を軽減してケアに注力できる環境をつくることで、支援の質をあげることがその本質です。今後導入が必須とされる ICT ですが、よりその力が発揮される場面で活用していくことが望まれます。特集では ICT 導入の適切なプロセスを理解し、活用のポイントを確認します。

#### 『月刊福祉 2月号』の主な内容

##### ▼特集▼福祉現場における ICT の活用

【論文 I】 福祉現場における ICT の活用と課題－高齢者介護で ICT を推進していくヒント  
東畠 弘子（国際医療福祉大学大学院 福祉支援工学分野 教授）

【論文 II】 デンマークの経験に学ぶ、ICT 導入のすすめ方  
山口 純（株式会社ヤマグチ 代表取締役）

【レポート I】 福祉現場における ICT 導入の実際－保育・介護分野における業務効率化  
辻村 泰聰（社会福祉法人宝山寺福祉事業団 理事・人事研修部長、極楽坊保育園 園長）

【レポート II】 地域包括ケアシステムの深化に向けて－ICT でつながる多職種連携  
川崎 久味（社会福祉法人西予市社会福祉協議会 西予市地域包括支援センター センター長）

【レポート III】 コロナ禍における社会福祉協議会の ICT 活用－ふたつの公式 LINE 開設による新たなつながりのかたち  
古市 こずえ（社会福祉法人東海村社会福祉協議会 企画総務係 企画経営担当係長）

【レポート IV】 ICT で難病患者の「生きる」を支える  
仁科 恵美子（特定非営利活動法人 I C T 救助隊 理事）

##### ▼災害から学ぶ 災害に備える▼

「第 9 回 被災地でのつながりづくり」

大島 隆代（早稲田大学人間科学学術院 准教授）

「平成 30 年 7 月豪雨災害の「つながり支援」を振り返って」

山本 裕子（社会福祉法人宇和島市社会福祉協議会 総務課・地域福祉課課長）



価格：1,068 円（本体：971 円）

##### ▼発見！ 福祉で輝く人▼

「第 21 回 福祉をライフワークとして諦めない心で相談者と向き合い続ける」

北島 晃（社会福祉法多久市社会福祉協議会 地域福祉課係長）

##### ▼TOPICS▼

「コロナ禍でも福祉教育をやめない～体験型・ふれあい型に頼らない福祉教育の展開～」

全国社会福祉協議会 全国ボランティア・市民活動振興センター 全国福祉教育推進委員会

全社協出版部 月刊福祉 2月号（2021 年 2 月）

[https://www.fukushinohon.gr.jp/\\_surl/246](https://www.fukushinohon.gr.jp/_surl/246)

## 全社協出版部「『被災地につなげる災害ボランティア活動ガイドブック』電子版販売開始」

「ひとりの100歩よりも、100人の1歩」と、著者は被災者に寄り添う災害ボランティアのあり方を例えます。本書では、災害ボランティアに参加する際の事前準備や安全管理の大切さとその具体的な内容をわかりやすく解説しています。被災地における活動の実際、被災された人々の気持ちに寄り添う心構え等は必読です。

被災地で活動の拠点となる災害ボランティアセンターも多様な主体により運営されるようになつた今日、関係者が連携・協働して支援を進めるうえでも、情報の共有、共通認識が不可欠です。活動にかかわる方々に、ぜひ身近に備えておいていただきたい1冊です。

このたび、電子版の発売を開始いたしました。持ち運びが簡単で手軽に読める電子版をぜひご利用ください。

【著　　者】合田茂広・上島安裕 著  
災害ボランティア活動ブックレット編集委員会 編著  
【体　　裁】A5判／120頁／2019年7月発行  
【販売価格】693円（税込）　※紙書籍は990円（税込）



**全社協出版部 『被災地につなげる災害ボランティア活動ガイドブック』電子版販売開始**  
[https://www.fukushinohon.gr.jp/download/news/20201225\\_99news.pdf](https://www.fukushinohon.gr.jp/download/news/20201225_99news.pdf)

## 全国経営協「ひとりひとりが社会福祉 HERO'S 福祉のお仕事ぶっちゃけ座談会① コミュニティソーシャルワーカー（CSW）篇」

社会福祉の世界にはさまざまな仕事があります。介護福祉士や保育士など比較的イメージしやすい仕事以外にも各分野のプロがかかわっている業界です。そんな社会福祉業界のまだあまり知られていない職種の方に集まつていただき、仕事のリアルを語っていただく座談会シリーズ、それが「福祉のお仕事ぶっちゃけ座談会」です。

その第1弾としてコミュニティソーシャルワーカー（CSW）のみなさんに集まつていただきました。

CSWの仕事は、地域のなかで困っている人たちを地域の人たちと共に支援する仕事です。たとえ支援が必要でも、スムーズに進むとは限らず、時間をかけた根気のいる調整になることもしばしば。それでもこの仕事を続ける理由はどんなところにあるのでしょうか？**那珂市社会福祉協議会**をはじめ、実際にCSWとして社会福祉法人に勤める4の方にオンラインでお話をうかがいました。



**ひとりひとりが社会福祉 HERO'S 福祉のお仕事ぶっちゃけ座談会① コミュニティソーシャルワーカー（CSW）篇**  
<http://www.shafuku-heros.com/blog/detail53/>



## 中央共同募金会「ふるさとの町や地域の困りごとを解決するためのテーマを選べるネット募金～「ふるサポ」（赤い羽根・ふるさとサポート募金）受付を開始します～」

「ふるサポ」とは、自分のふるさとや好きなまちにインターネットで寄付できるしくみ「赤い羽根・ふるさとサポート募金」の略称です。全国すべての市区町村から選択して、地域の民間福祉活動を応援できます。

また、地域の困りごとを解決するためのテーマを選択して寄付することもできるのが特徴であり、令和3年3月末まで受付をしています。

今年度（令和3年1月7日時点）では、全国36道府県における、各県・市町村個別の地域課題（テーマ）を233件を紹介し、募金を呼びかけています（全国の社協の活動30件の内容は、次頁以降を参照）。

### ◆ふるサポの特徴◆

#### 【特徴1】寄付する地域を選べる

市区町村と活動分野を選んで、寄付できます

（例）

「秋田県」「仙北市」の「こどもたちのために」  
「富山県」「射水市」の「障がいのある方のために」  
「熊本県」「人吉市」の「お年寄りのために」

#### 【特徴2】寄付するテーマから選べる

地域の困りごとを解決するための7つのテーマから選択できます。

（例）

- ① 地域から孤立をなくす  
「認知症になっても安心して暮らせる社会を作りたい」
- ② 子どもたちの居場所づくり  
「「お腹」だけじゃなく「心」も満たす居場所を増やしたい」
- ③ 子育て支援  
「「孤独な」子育てをなくしたい」
- ④ 災害に強いまちづくり  
「被災地支援活動のボランティアを支えたい」
- ⑤ 高齢者のいきがいづくり  
「コロナ禍の新生活に悩む高齢者・認知症を抱える方に居場所を作りたい」
- ⑥ 障がい者の社会参加  
「障がいのある人も自分らしく働ける場所を作りたい」
- ⑦ 持続可能な地域づくり  
「食を通して笑顔あふれる街を作りたい」

「ふるサポ」は、2009年に開始以来、毎年多くの方からご賛同いただき、全国各地の困りごと解決のために役立てられました。今年も、赤い羽根の「ふるサポ」であなたの大切なふるさとを応援してください。みなさまのご支援をよろしくお願いいたします。

中央共同募金会 ふるさとの町や地域の困りごとを解決するためのテーマを選べるネット募金  
<https://www.akaihane.or.jp/news/bokin/16462/>



## 「ふるサポ」における社協の活動内容（30件）

※ 全社協地域福祉部整理

## ① 地域から孤立をなくす

社協名	活動タイトル	活動内容
青森県社会福祉協議会	既存の制度やサービスでは対応できない方に経済的援助を！	青森県社会福祉協議会が実施する「しあわせネットワーク」は、既存の制度やサービスでは対応できない課題に迅速に対応するべく、支援が必要な方の早期把握と具体的な解決方法として経済的援助（実費弁償）を行っており、今後も継続して実施していくため、30万円の資金が必要です。
静岡県社会福祉協議会	働きたくても働けない人のために～生活困窮者自立支援基金事業～	心身の障がい・けが・病気など様々な事情で仕事ができず、生活に困窮し、社会的に孤立している方々に対し、就職活動等に必要な経費を給付します。社会的な孤立の解消と、生活の向上につなげていきます。また、コロナ禍において、緊急的かつ必要な支援につながるまでの間の給付を行います。
静岡県・静岡市清水区駒越地区社会福祉協議会	買い物支援事業～困つたら気軽にお願いできるまち「こまごえ」～	駒越地区には、長い急坂が続く高台や商店から離れた地域が多く、また公共交通機関も少なく、高齢者は買い物など日常的な外出が困難です。そこで、毎週4日間、8人乗りの車両で地元スーパー・ショッピングモールへの送迎を行っています。「支え合うまちづくり」を目指して、運行にかかる費用を必要としています。
兵庫県・神戸市中央区 神戸市中央区社会福祉協議会	コロナ禍での『つながり』の支援	新型コロナウイルス感染症の影響により、地域の「つながり」の場が減少しています。子育て世代の方、子ども達、高齢者のみなさん気が軽く集まれる場所に対し、支援を行います。また、オンラインツールを使用した「つながり」も支援し、様々な方法で「つながり」合えるしくみができるようを目指します。
兵庫県・神戸市中央区 神戸市中央区社会福祉協議会	外国にルーツを持つ方々への支援	国際色豊かな中央区には、外国にルーツを持つ方が多く暮らしています。そうした方の中には、大人も子どもも日本での暮らしにうまくなじめないと感じている人もいます。日本の文化や習慣を理解してもらい、地域で安心して暮らせるよう支援を行います。また、子ども達への学習支援も行います。
山口県 下関市社会福祉協議会	しものせき後見人支援プロジェクト	日常生活で判断能力に不安のある方（認知症高齢者、知的障がいや精神障がいのある方）が地域で安心して暮らすために包括的な支援を行う仕組みが必要とされています。成年後見制度の啓発や理解を深めるための学習会などをするとともに、制度利用者やご家族の不安や相談に応じる受け皿となる支援センターの開設をめざしています。
とくしま・くらしサポートセンター (徳島県社会福祉協議会)	日々の暮らしで困りごとを抱えた方の、生活の立て直しに向けた一步を支援します	日々の暮らしで困りごとを抱えた方の、生活の立て直しに向けた一步を応援します。この事業で取り扱う生活用品とは、スーツや自転車など、就職活動や就労継続のために必要な物のほか、炊飯器や電子レンジなど、自炊等に必要な物品のことです。皆様からも応援よろしくお願いします。



## ② 子どもたちの居場所づくり

社協名	活動タイトル	活動内容
栃木県 <b>那珂川町社会福祉協議会</b>	那珂川町の『こ(孤・個・子・固・小)』食をなくしたい!	みんなで食べる環境、バランスのよい旬な食事を提供し、子どもの社会的孤立解消や親子の居場所づくり(子ども食堂)に取り組む地域の団体を応援しています。コロナ禍でも感染対策を考慮しながら、町内の飲食店等の協力を得て活動を継続しています。これからも、子どもたちの成長を、一緒に支えてください。
石川県 <b>輪島市社会福祉協議会</b>	地域で見守ることのできる居場所「わ・もっそ子どものレストラン」	地域で子どもの育ちを応援し見守る活動。コロナ禍においても孤立せず、つながりが切れない関係を持続していく。地域のボランティアの協力で学習のサポート(学習支援)や、昼食を提供し、感染予防に留意しながら工夫して開催します。子どもたちの生きる力を育む居場所づくりの取組にご協力をお願いします。
愛知県 <b>豊明市社会福祉協議会</b>	とよあけの子ども食堂を応援しよう	豊明市で「子ども食堂」の活動を行いたいという団体に対して、食品等の必要な物資を通じて運営の支援を行い、地域でつくる子どもの居場所としての「子ども食堂」の活動を支援します。
大阪府 <b>松原市社会福祉協議会</b> (松原子どもの居場所づくりネットワーク事務局)	「お腹」だけじゃなく「心」も満たす居場所を増やしたい	「いつでも入っといで～」と、子どもたちを真ん中に、地域のみんなで一緒に、ご飯を食べたり自由に過ごせる居場所をまちに作るプロジェクトに活用します。募金は子ども食堂など(現在13力所)に取り組む団体に助成しますので、多くのみなさまからの応援をお願いします。
山口県・山口市宮野 <b>宮野地区社会福祉協議会</b>	孤食や子供だけで食事をとっている児童・生徒をなくしたい!	地域からの情報で、宮野地区でも「朝食をとっていない」「子どもだけで食事をしている」そんな子どもが多くいることがわかりました。そこで、地域交流センターで「宮野なかよしクラブ」を開催し、学習支援と食事の提供を行っています。

## ③ 子どもたちの居場所づくり

社協名	活動タイトル	活動内容
愛知県 <b>豊橋市社会福祉協議会</b>	施設入所児童等の進学、就職支援	児童養護施設や里親のもとで生活する児童の、高等学校・大学・専門学校等への進学や就職準備の経費の一部を助成し、進学や自立に向けての環境づくりを支援します。
兵庫県・神戸市東灘区 <b>神戸市東灘区社会福祉協議会</b>	子どもたちの健やかな育ちを応援!「子ども応援プロジェクト」	東灘区にも病気や障がい、家庭環境等さまざまな事情で困りごとを抱えている子どもたちがいます。そんな子どもたちの健やかな育ちを目的として、子ども食堂、学習支援、居場所づくりなどの事業を実施する団体等を応援することで、子どもたちが地域で見守られながら育つしくみや地域づくりを目指します。

## ④ 災害に強いまちづくり

社協名	活動タイトル	活動内容
栃木県 <b>芳賀町社会福祉協議会</b>	災害が起きた時、少しでも早く日常を取り戻すための備えを！	災害を未然に防ぐことは出来ません。でも備えることは出来ます。芳賀町社協は、災害時に災害ボランティアセンターを立ち上げて、地域の皆さんやボランティアと共に、被災者支援を行います。そのために、今回、活動に必要な資機材の整備や、町内での訓練を行います。赤い羽根共同募金を通じて、ご支援をお願いします。
富山県 <b>黒部市社会福祉協議会</b> ・くろべボランティアセンター・黒部市共同募金委員会	雪とともに暮らす人を支える あつたか雪募金	富山県黒部市では、毎年多くの雪が降ります。一人暮らしのお年寄りや雪かきに困っている人たちをサポートするためには、雪かきをするボランティアとその活動を支援する資金が必要です。「あつたか雪募金」では地域の雪かき隊や市内外のボランティアが活動しやすい体制づくりを行います。皆様のご支援をお願いいたします。
愛知県 <b>稻沢市社会福祉協議会</b>	被災地支援活動のボランティアを支える	被災地の復旧復興にボランティアは必要不可欠な存在です。そこで災害ボランティアセンターを通じて活動を行った市民等に対し、現地までの交通費や宿泊費の一部を助成し、ボランティアが活動しやすい環境づくりを行います。なお、災害や活動がなかった年度は、ボランティアセンターの資機材整備費に充てさせていただきます。
愛知県 <b>春日井市社会福祉協議会</b>	災害救援ボランティア 支援のために	春日井市が被災し、災害ボランティアが必要となった時に備え、資機材の整備、ボランティアの養成、災害ボランティアセンターの運営資金の確保などを想定して行います。

## ⑤ 高齢者の生きがいづくり

社協名	活動タイトル	活動内容
愛知県 <b>安城市社会福祉協議会</b>	介護補助スーツでヘルパーの腰痛も被介護者の遠慮も軽減したい！	ヘルパーは入浴介助時、被介護者を安全に移乗・移動させるため、腰に大きな負担のかかる動作を多く取ります。女性ヘルパーが男性被介護者を支援する時は、特にその身体的負担は大きくなります。ヘルパーの身体的負担を減らし、被介護者も安心して介護を受けることができるよう介護補助スーツを導入したいと考えました。
宮崎県 <b>高鍋町社会福祉協議会</b> テーマ型プロジェクト委員会	めざせ！認知症に優しい町・高鍋	「めざせ！認知症に優しい町・高鍋」を旗印に、4年前から「認知症架け橋川柳」として認知症にまつわる、ちょっとほっこりする川柳を子どもから高齢者まで幅広い世代に募集し、受賞作品をのぼり旗にして、高鍋の街中や小中学校に設置しています。川柳を通して、認知症への理解が広がり、認知症に優しい町を目指しています。

## ⑥ 障がい者の社会参加

社協名	活動タイトル	活動内容
愛知県 <b>東栄町社会福祉協議会</b>	親子で笑顔になろう～自由連弾から子供の魅力を引き出す～	東栄町には放課後等デイサービス等の障害児や保護者に対応できる施設がなく、家族会もありません。子供も保護者も楽しめ、子供たちの新たな魅力に気づき、保護者同士のつながりの場作りとなるよう自由連弾（音楽療法）を行いたいと考えています。そのための講師料などで 20 万円必要です。お願いします。
愛知県 <b>尾張旭市社会福祉協議会</b>	病気やケガ、障がいのある人が気軽に外出できるようお手伝いしたい！	病気やケガ、障がいなどの理由で歩いて外出することが難しいかたのために、車いす貸出事業を実施しています。昨年度は延べ 2,027 人が利用しました。貸出用車いすの中には長期間使用しているものもあり、修繕して使用しています。車いすが必要になった時に気軽にご利用いただけるよう、新しい車いすを購入したいと考えています。

## ⑦ 持続可能な地域づくり

社協名	活動タイトル	活動内容
石川県 <b>白山市社会福祉協議会</b>	～終活支援までの安心生活～新たな里山暮らしの提案・体験事業	白山ろく地域では、近年、過疎化が進み地域コミュニティの維持や、空き家対策が急務となっています。本会では、行政が行う対策と違う視点で、白山ろく地域の豊かな自然の中と福祉住環境に囲まれ、終活支援までの安心生活をイメージできる福祉の視点の定住支援「新たな里山暮らしの提案・体験事業」を実施します。
福井県 <b>越前市社会福祉協議会</b>	100 人の支え手から受け手へ「旅する照晴ちゃんエコバック」活動	生活に困っている方々へ支援を行う『照晴ちゃんのエコバック』ができました。ご家庭で余っている食べ物が⇒エコバッグに運ばれ⇒高齢者、ひとり親家庭など、生活に困窮している方のもとへ届けられます。そして『照晴ちゃんのエコバッグ』は、「支え手」と「受け手」の垣根を越え、幸せにしてくれるエコバックなのです。
静岡県 <b>菊川市社会福祉協議会</b>	あなたが支える移動支援サービス	菊川市内では 10 年以上前から交通弱者の問題が把握され、菊川市社協でも平成 24 年度から福祉有償運送事業の展開に取り組んできました。令和 2 年からは住民の要望に応えるため対象地域を拡大していますが、事業拡大により資金が不足しています。今後も交通弱者への移動支援事業を継続していくため、応援してください。
愛知県 <b>東栄町社会福祉協議会</b>	動物と触れ合って命の大切さを知ろう	超高齢社会、過疎、山間地域、少子化、コロナ禍の中で、人との触れ合いもなく、動物との触れ合いはもっと少ない町です。移動動物園を通じて子供から高齢者、障がい者、施設入所者まで一緒に動物と交流する中で、思いやりややさしさ、命について考えてもらう機会を作りたいと考えました。そのために 30 万円必要です。

## ⑦ 持続可能な地域づくり（続き）

社協名	活動タイトル	活動内容
愛知県 <b>日進市社会福祉協議会</b>	「つどいの場」の支援	日進市では「市民が健康で幸せに暮らせるまち」を目指して、「つどいの場」を市内の各地に増やしていくことを推進しています。この「つどいの場」を全面的に支援するため募金活動を実施します。
愛知県 <b>半田市社会福祉協議会</b>	全集中！食の呼吸～市内フードバンク設立に向けて～	半田市社会福祉協議会では、子ども食堂や生活困窮者を継続的かつ安定的に支援していくために、市内で「フードバンク」の立ち上げを目指しています。市民のみなさまに、広く「フードバンク」の必要性を知っていただくための「フードドライブ」の実施や運営のしくみづくりのための募金活動です。ご協力をお願いいたします。
大阪府 <b>泉大津市社会福祉協議会</b>	地域のつながり事業～新たな（屋外型）居場所づくり～	コロナ禍の下、外出自粛で孤立したり不安を抱えている高齢者や障がい者、地域住民等を対象に「つながりを絶やさない・つながり続ける地域づくり」を目指し、三密を避けた屋外での居場所（移動式の居場所）を提供することによって、少しでも顔を合わせる機会をつくり、コロナ禍でも「つながれる」「つながっている」という実感を得てもらうことで、孤立や不安を解消し安心感につなげるための地域づくり活動への参加を訴えかける。
奈良県・奈良市鳥見 <b>鳥見地区社会福祉協議会</b>	食を通して笑顔あふれる街づくり“トリミ食リンク”!!	コロナ禍により今までどおりの活動が出来なくなってきており、今後も持続可能な形で“食”を大切にしながら街づくりを推進するため、“トリミ食リンク”と名付けた活動を始めます。食べることをテーマに地域のみんなのつながり（リンク）を深める取り組み（屋外での地域食堂の開店等）です。皆様のご支援をお願いいたします。